

平成18年8月～平成19年7月に支給される一時金に適用される

換算率

【参考】改正前

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された保険給付に 乗すべき率 (単位%)	支給された 保険給付に 乗すべき率 (単位%)
S 50年4月1日～51年3月31日	227	225
51年4月1日～52年3月31日	204	202
52年4月1日～53年3月31日	186	185
53年4月1日～54年3月31日	176	175
54年4月1日～55年3月31日	166	165
55年4月1日～56年3月31日	157	156
56年4月1日～57年3月31日	150	149
57年4月1日～58年3月31日	143	142
58年4月1日～59年3月31日	139	138
59年4月1日～60年3月31日	135	134
60年4月1日～61年3月31日	130	129
61年4月1日～62年3月31日	127	126
62年4月1日～63年3月31日	124	123
63年4月1日～元年3月31日	120	119
H 元年4月1日～2年3月31日	116	116
2年4月1日～2年7月31日	113	112
2年8月1日～3年7月31日	116	116
3年8月1日～4年7月31日	113	112
4年8月1日～5年7月31日	109	108
5年8月1日～6年7月31日	107	106
6年8月1日～7年7月31日	105	104
7年8月1日～8年7月31日	103	102
8年8月1日～9年7月31日	101	101
9年8月1日～10年7月31日	100	99
10年8月1日～11年7月31日	99	98
11年8月1日～12年7月31日	99	99
12年8月1日～13年7月31日	99	98
13年8月1日～14年7月31日	98	98
14年8月1日～15年7月31日	99	99
15年8月1日～16年7月31日	100	100
16年8月1日～17年7月31日	100	100
17年8月1日～18年7月31日	100	100